

# 奈良県自然環境保全審議会 自然保護部会

## 会 議 録

1 日時：平成30年2月21日（水） 10：00～12：00

2 場所：奈良県文化会館 第1会議室

3 出席委員

北口委員（部会長）、岡崎委員、中村委員、秀田委員、松井委員

4 審議会の開会

（1）定数報告

委員総数8名中、過半数の5名の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定に基づき、本審議会は有効に成立する旨事務局から報告した。

（2）部会長の選任

奈良県自然環境保全条例第16条第3項の規定に基づき、北口委員を部会長として選任した。

（3）会議録署名人の指名

奈良県自然環境保全条例第16条第5項の規定に基づき、北口部会長から、議事録署名人には松井委員が指名された。

5 議事

審議会の公開について

カワゼンゴは、希少性に目を付けた業者やマニアによる採取が憂慮されるため、具体的な生息地情報は保護上非公開としている。本審議会においても部会長了承のもと非公開での取扱いを事務局より提案し、各委員の議決により決定した。

（1）諮問事項

・事務局から諮問に至る経緯の説明

【主な質疑内容等】

なし

## ■ 諮問事項 1 ■

- ・事務局から特定希少野生動植物カワゼンゴ保護管理事業計画案の概要について説明
- ・株式会社総合環境計画から「カワゼンゴ保護管理事業計画策定調査業務報告」について説明

審議の結果、「特定希少野生動植物カワゼンゴ保護管理事業計画」については、原案を一部修正のうえ承認された。なお、計画の最終的な表現について各委員と調整することが決定された。

### 【主な質疑内容等】

(松井委員)

- ・保護管理事業計画（案）については今回策定されるが、今後はこういった形で実施していくのか。

(事務局)

- ・今後、保護管理事業計画を基礎として保護管理事業を実施する。

(松井委員)

- ・生育個体が72個体とのことであるが、未開花個体を数えているか否かが曖昧である。観察不能であった未開花個体を含めると、その裾野の広がりはいくら程度と考えられるか。未開花個体を数えないのであれば、何かの形で記録を残した方がよい。例えば2m×2mの限られたところで悉皆調査してみてもどうか。ひとつの開花個体があれば、何個くらいの未開花個体が期待できるという情報が大事である。
- ・文中に効果的なモニタリング手法の検討とあるが、一体何をするのかわからない。また域外保全のことについても必ず実施していくのか。

(岡崎委員)

- ・セリ科の種子は光発芽種子であり、明るいところでないと発芽できない。溪流の植生が少し発達した場所で定着し繁殖する。寿命的には数年で咲いて終わり、特にシシウド属（*Angelica*）の場合は1回繁殖型の開花で個体が終わる場合も多く、このことから花が咲いても来年はなくなるケースもあり、狭い範囲でも周辺の未開花個体の調査が大事である。
- ・シシウド属の植物はその特性から、咲いていけばよいというわけではなく、堅実な種子がつく、いわゆる結実することが大事である。繁殖については、何ヶ所からサンプリングし、系統別に発芽させて現地へ戻すようなことも可能かと考える。また水害よりも鹿の食害が今後の対策として重要ではないか。

(松井委員)

- ・モニタリングの省力化はできないのではないかと。県として計画を立てて適切な間隔

でモニタリングを実施していくべきと考える。ニホンジカの食害への保全策としては、地元の協力が得られれば、そこでニホンジカを捕獲することにより、局所的な密度を下げることはできるが、継続的な経費が必要となる。

- ・保護管理事業計画（案）の文中に、ニホンジカの侵入が可能な場所では、食害によってメタ個体群が消滅したとあるが、局所的な個体群が消滅したのか等、ここでは適切な表現ではない。

（岡崎委員）

- ・基本的にモニタリングを確実にいき、毎年は無理だとしても3年に1回程度、未開花個体を含む生育数を把握することが大切である。また、モニタリングによって得られたデータや他の関連機関の関連データを集約することで次につながる。

（秀田委員）

- ・ニホンジカの捕獲を生育地保護対策として実施するのは実際には難しい。鹿が川岸の生育地に下りてきそうなルートを塞ぐ形でルートの上部に侵入を防ぐ柵等を設置することは考えられる。
- ・保護管理事業計画（案）の構成で、「生息地の巡視」の項目の中に、他の対策が書かれていたりするので全体を整理した方がよい。

（中村委員）

- ・奈良県において自然環境を守る、希少野生動植物を保護するという事は大事な事。希少野生動植物保護の啓発については、国民の財産としても教育委員会と連携していくことが必要ではないか。レッドデータブックを発行しているが、一般の方々が見ることは滅多にない。予算上の観点からしても、特に幼児期からの教育の中で自然に対する思いや地球環境を守るということをしていかなければならないのではないか。
- ・特定希少野生動植物12種以外についてはどうしていくのか。審議会においてより具体的な方向性を示していくことが大切である。

（北口部会長）

- ・各委員にご意見いただいた事項を事務局で整理した上で、計画案を修正を再検討するとともに、各委員に調整を図っていただきたくということでよろしいか。

（事務局）

- ・各委員より意見をいただいた事項を整理し、再検討後に各委員に調整させていただく。

（2）報告事項

- ・事務局から「特定希少野生動植物ヒメタイコウチ保護管理事業計画」（中間報告）について説明

**【主な質疑内容等】**

(岡崎委員)

- ・どのくらいの個体数になったのか。増減はどうか。不明であれば確認された方がよい。

(事務局)

- ・増減については今後、調査時には確認を行うこととしたい。

(3) その他

**【主な意見等】**

(中村委員)

- ・奈良県特定希少野生動植物の指定については、今後、県としてどういった考えをもっているか。見直しに対しても具体的な説明が必要ではないか。

(松井委員)

- ・12種の指定を増やすということは視野に入れていないのか。

(岡崎委員)

- ・奈良県版レッドデータブックが2016年に改訂されたことにもない、せっかくの機会でもあるので指定種の見直しを具体的な時期も含めて検討してはいかがか。また、モニタリング調査の記録については、ぜひとも他部局のデータを集約していただきたい。

(北口部会長)

- ・今後、どのようにすべきかをしっかり決めて奈良県としても取り組んでいただきたい。

**【補足事項】**

事務局より、奈良県特定希少野生動植物保護管理事業にともなう計画策定後の保護管理事業の実施状況を報告。